

2011年7月

ケイマン諸島における Exempted Limited Partnership の設立

本覚書は、ケイマン諸島で Exempted Limited Partnership の設立をご検討されているお客様の一助となるよう作成したものです。本覚書は、Exempted Limited Partnership の設立、登録、運営、解散に適用される主な法的要件や一般的な原則の要点を提供することを目的としたものであり、包括的なものとなることを意図してはおりません。Exempted Limited Partnership の設立をお考えのお客様は、実際の手続きに入られる際には、事前にオジエに詳細な法律アドバイスを求められることをお勧めいたします。

はじめに

ケイマン諸島のエグゼンプティド・リミテッド・パートナーシップ法（2007年改正）（以下、「ELP法」といいます）、そしてその改正法である2009年改正エグゼンプティド・リミテッド・パートナーシップ法（以下、「改正法」といい、ELP法とともに総称して、「法」といいます）は、ケイマン諸島における Exempted Limited Partnership の設立、登録、運営、解散に関する主要な法的枠組みを規定するものです。さらに、パートナーシップ法の一定の条項や、コモンローにある原則が法を補完しています。

Exempted Limited Partnership は、異なる複数の目的に最適なストラクチャーとなる可能性があります。一般的な利用は、特にベンチャーキャピタル/プライベートエクイティ取引のための投資ファンドのピークルとすることであり、それにより、Exempted Limited Partnership の株式をケイマン諸島株式取引所をはじめとする国際的に認められた株式市場に上市することが可能です。加えて、Exempted Limited Partnership は、様々な税務計画、例えば、別の法域に所在する資産の保有方法などにとって魅力的なストラクチャーである可能性もあります。また、有限責任ベースで受動的投資家としてパートナーを紹介するための柔軟性を持つことが望ましい場合のパートナーシップとして魅力的な取引方法を提供することも可能です。

ケイマン諸島の Exempted Limited Partnership は、別個の法人格を持っていないため、ゼネラル・パートナーの権限、義務および責任が特に重要になります。

Exempted Limited Partnership の設立

法によると、Exempted Limited Partnership は、その資産が不適切である場合に Exempted Limited Partnership の債務および義務のすべてに責任を負うゼネラル・パートナーと呼ばれる者が最低1名、ならびに通常 Exempted Limited Partnership に出資した金額以上の債務

および義務に責任を負わないリミテッド・パートナーと呼ばれる者最低1名から成っています。

ケイマン諸島で Exempted Limited Partnership を設立するには、以下の手続きを講じることが必要です。

(a) ゼネラル・パートナー

個人である場合、Exempted Limited Partnership のゼネラル・パートナーの最低1名はケイマン諸島の居住者であること、法人の場合は、ケイマン諸島の会社法に基づき設立された、または当該法に従って外国企業としてケイマン諸島で登録された法人であること、またはパートナーシップの場合、法に基づき登録された Exempted Limited Partnership であることが法によって義務づけられています。

(b) リミテッド・パートナー

設立が予定されているパートナーシップについて、2名以上が利益を上げる目的で事業を営んでいなければならないというのが、コモンローで認められている原則です。Exempted Limited Partnership の場合、ゼネラル・パートナーが事業の実施を引き受ける一方、リミテッド・パートナーは、実質的に、事業が利益を生む目的で運営され、パートナーシップ契約に基づきパートナー間で配分していけるよう資金を拠出する受動的投資家となります。見返りとして、リミテッド・パートナーは、通常 Exempted Limited Partnership における持分の範囲で有限責任の恩恵を得ます。

(c) 登録のための書類および手続き

法の恩恵を得るためには、パートナーシップは、法に従って Exempted Limited Partnership として登録されていなければならない。

登録は、Exempted Limited Partnership の登録機関（以下、「登録機関」といいます）に、本ブリーフィングの最後に詳細を記載した登録手数料を支払い、それとともにゼネラル・パートナーによるか、ゼネラル・パートナーの代理人により署名された、以下の情報を含むステートメントを提出することで効力を発します。

(i) Exempted Limited Partnership の名称

提案された名称には、「Limited Partnership」の文言、または「L.P.」または「LP」の文字が含まれていなければならない、提案された名称が、既存の Exempted Limited Partnership の名称と同一であるか、非常に似通った紛ら

ケイマン諸島における Exempted Limited Partnership の設立

わしいものであることから欺くことを目的としていると登録機関が判断した場合、登録機関は Exempted Limited Partnership の登録、または Exempted Limited Partnership の名称の変更登録を拒否することができます。その他、場合によっては、Exempted Limited Partnership の名称に全く含まれてはならない一定の注意すべき文言があります。また、それ以外に、登録機関の事前の同意が必要な場合があります。

(ii) 事業の一般的な性質

Exempted Limited Partnership の事業の性質は、無制限である場合、またはパートナーシップ契約において明示および制限されている場合があります。Exempted Limited Partnership は、事業をケイマン諸島の外部で継続するために必要である場合以外にケイマン諸島の公衆と事業を行ってはなりません。

(iii) 登録事業所の所在地

各 Exempted Limited Partnership は、常時ケイマン諸島に登録事務所を置かなければなりません。

(iv) Exempted Limited Partnership の期間

Exempted Limited Partnership は、期限付きとするか、無期限とすることができます。さらに、パートナーシップ契約は、Exempted Limited Partnership の清算および解散に関する一定の条項を盛り込むことができます。それらの詳細についても、ステートメントに記載されなければなりません。

(v) ゼネラル・パートナーの氏名および住所

各ゼネラル・パートナーの氏名および住所は、ステートメントによって提出しなければなりません。またステートメントの提出には、ゼネラル・パートナーとして行なうケイマン諸島の各企業体の設立証書の謄本と優良資産状態証明書を副えなければなりません。または、外国会社としてケイマン諸島に登録されている会社の場合、ケイマン諸島におけるケイマン諸島に関する会社の登録係が発行した登録証明書の謄本および優良資産状態証明書を、また、法に基づき登録された Exempted Limited Partnership の場合、登録機関が発行した登録証明書の謄本および優良資産状態証明書を副えなければなりません。

(vi) 法定の宣言

ステートメントは、Exempted Limited Partnership が、ケイマン諸島の外部で Exempted Limited Partnership の事業の継続のために必要となる場合を除き、ケイマン諸島の公衆といかなる事業も行わないという法定の宣言を以って完全となります。

最初の登録手数料、上記ステートメントおよび付随する各ゼネラル・パートナーに関する証明書の受領をもって、

登録機関は、Exempted Limited Partnership を登録し、ゼネラル・パートナーに対する登録証明書を発行します。

登録証明書は、通常、最初の登録手数料および上記ステートメントの納付後 3~5 営業日の間に登録機関が発行します。しかし、登録が 24 時間以内に可能な迅速承認サービスがあります。迅速承認登録手数料の詳細は、本ブリーフィングの最後にあります。

課税措置

Exempted Limited Partnership は、当該約束の日から 50 年以下の期間において、Exempted Limited Partnership の運営、資産またはパートナーの持分に關し、利益、収入、利得または増価に対して課される税金を課すケイマン諸島で成立しているいかなる法律も Exempted Limited Partnership またはいずれかのパートナーにも適用されないとの約束をケイマン政府に代わり付与されることを申請する資格を有しています。さらに、その約束は、上記の税金または遺産税もしくは相続税の性質を持ついかなる税金も Exempted Limited Partnership の義務または、Exempted Limited Partnership におけるパートナーの持分に関し支払うべきものとはならないことも規定することができます。

パートナーシップ契約

パートナーシップ契約は、詳細にわたりゼネラル・パートナーおよびリミテッド・パートナーそれぞれの権利および義務を定め、ならびに特に上述した登録ステートメントに定める事項を取り扱うものです。また、パートナーシップ契約は、以下の事項も取り扱います。

(a) Exempted Limited Partnership に関連したゼネラル・パートナーの権限および義務。特に、Exempted Limited Partnership の経営およびその事業の運営に関するゼネラル・パートナーの義務ならびにその権限に対する制限を含む。

(b) 追加パートナーの Exempted Limited Partnership への加入の承認、既存のパートナーの退職および脱退ならびに Exempted Limited Partnership における持分の譲渡の方法および手続き

(c) Exempted Limited Partnership の勘定およびその他の記録の維持

(d) パートナー間での Exempted Limited Partnership の利益配分および分配

(e) ゼネラル・パートナーがリミテッド・パートナーに代わって様々な合意済みの職務を遂行する権限を付与する取り消し可能な委任状の各リミテッド・パートナーによる交付。この職務には、新たなパートナーの加入の承認、持分の譲渡の承認、そしてパートナーシップ契約に対する一定の些細な、または事務的な修正を行うことなどがあります。パートナーシップ契約に委任状を含めている

ケイマン諸島における Exempted Limited Partnership の設立

ことは、パートナーシップ契約が証書として署名されなければならないことを意味しています。

法は、様々な法的権限または禁止事項がパートナーシップ契約の明示または暗示された規定の対象であることを定めています。またさらに、パートナーシップ契約は一定の法的権利または義務を排除することができない場合があります。よって、その署名前に、パートナーシップ契約に定める権利、権限および義務が法の条件により何らかの方法で制限されていないかを確認するため、パートナーシップ契約を法に照らしレビューする必要があります。

ゼネラル・パートナーの権利および義務

上述したように、Exempted Limited Partnership は別個の法人格を持っておらず、すべてのレター、契約、証書、法律文書またはあらゆる性質の文書は、Exempted Limited Partnership の代理としてゼネラル・パートナーによるか、ゼネラル・パートナーに代わって署名されなければならないというのが法の求める要件となっています。その結果、Exempted Limited Partnership の財産および資産は、パートナーシップの利益のために、ゼネラル・パートナーの名で所有されることになり、Exempted Limited Partnership の資産に関し、または Exempted Limited Partnership の資産に対し、提起されるすべての法的行為、請求、要求または訴訟は、Exempted Limited Partnership に代わってゼネラル・パートナーの名でゼネラル・パートナーによって提起されることとなります。

法は、Exempted Limited Partnership の事業の遂行において、ゼネラル・パートナーが負う債務または義務は、Exempted Limited Partnership の債務または義務となると規定しています。場合によっては、ゼネラル・パートナーが勝手な行動をとっているのか、Exempted Limited Partnership に代わって行動しているのか、はっきりしないケースがあります。これらのケースでは、そして Exempted Limited Partnership ではなく、ゼネラル・パートナーが債務について負債を負わないこと、またその逆もないことを確保するため、ゼネラル・パートナーが行動をとる範囲についての適切な文書化および明確な指示が必要です。Exempted Limited Partnership のためにゼネラル・パートナーが署名するすべての文書は、明確にゼネラル・パートナーが Exempted Limited Partnership を代表して行動しているということを示すものでなければなりません。

ゼネラル・パートナーが複数の Exempted Limited Partnership に関連してそのように行動している場合、ゼネラル・パートナーの法的能力の明確な確認は、特に重要です。このような場合、特定の Exempted Limited Partnership を代表してのゼネラル・パートナーによる資産の取得または、ゼネラル・パートナーによる債務や義務の引受けが明確に文書化されており、関係する第三者に明らかとなっていることが重要です。これは、ある Exempted Limited Partnership のゼネラル・パートナーとしてゼネラル・パートナーが保有する資産が別の

Exempted Limited Partnership のためにそのゼネラル・パートナーが負う債務や義務により悪影響を受けないためです。関与する様々な Exempted Limited Partnership の資産や負債の混同の可能性またはリミテッド・パートナーに対する潜在的な損害の可能性があることから、当事務所は、ゼネラル・パートナーが複数の Exempted Limited Partnership に関連した行動を取る前に、詳細な法律アドバイスをお受けになることをお勧めします。

パートナーシップ契約は通常、一定の通知期間を置いてゼネラル・パートナーの退職について規定します。上述したように、Exempted Limited Partnership は最低1名のケイマン諸島の居住者であるか、ケイマン諸島で設立または登録されたゼネラル・パートナーを持つことが義務付けられており、したがって、ケイマン諸島の居住者であるか、ケイマン諸島で設立または登録された単独の残ったゼネラル・パートナーの退職する権利は通常、事前に指名されたふさわしいゼネラル・パートナーの交代が条件となります。

単独または最後に残ったケイマン諸島の居住者であるか、ケイマン諸島で設立または登録されたゼネラル・パートナーに関連して、死亡、清算もしくは破産手続きの開始、脱退、解任または解散もしくは清算命令が出された場合、Exempted Limited Partnership は、リミテッド・パートナーの過半数がゼネラル・パートナーの交代者を選定しない限り、自動的に清算することができます。Exempted Limited Partnership の自動清算に関する詳細は下記に示すとおりです。

リミテッド・パートナーの権利および義務

(a) 出資

一般的に、リミテッド・パートナーは Exempted Limited Partnership に、パートナーシップ契約の条件に基づき合意した金額を出資することが求められます。当該金額は、一回払いとするか、一定期間での出資とする、またはパートナーシップ契約で定められた分割払いとすることができます。さらに、パートナーシップ契約で別途定める場合を除き、金銭の形式での出資でなければならないという法的要件はないため、財産、投資、またはその他の資産の出資が認められます。

(b) 利益の配分および出資金の返還

パートナーシップ契約はまた、詳細なドラフト作成や交渉が必要となる可能性の高いパートナー間の利益の配分に関連した条項を含むこととなります。パートナーシップ契約はまた、リミテッド・パートナーに対する出資金の全額または一部返還に関する条項も含むこととなります。当該条項は、Exempted Limited Partnership の破産前6ヵ月以内の Exempted Limited Partnership に対するリミテッド・パートナーシップの出資のいずれの部分の返還となる支払いを受けるリミテッド・パートナーが、リミテッド・パートナーの出資が Exempted Limited Partnership の資産の一部を形成した期間に負った

ケイマン諸島における Exempted Limited Partnership の設立

Exempted Limited Partnership の負債または義務を決済するために必要な支払いを Exempted Limited Partnership に対して返還する責任があることを規定する法の条件の対象となります。この点において、「ソルベンシー」とは、Exempted Limited Partnership が Exempted Limited Partnership に出資していないゼネラル・パートナーの資産によらないで期限到来に従ってその負債を返済することができることをいいます。

(c) 賠償責任の制限

Exempted Limited Partnership の負債や義務に関連して有限責任のメリットを得て維持していくために、リミテッド・パートナーは、Exempted Limited Partnership の事業の遂行に参加することが禁じられています。いずれかの期間に、リミテッド・パートナーが Exempted Limited Partnership の事業の遂行に参加した場合で、それに続いて Exempted Limited Partnership が支払不能となった場合においては、そのリミテッド・パートナーは一般的に当該期間に発生した Exempted Limited Partnership のすべての負債および義務の責任を負うことになります。法は、以下の理由で、リミテッド・パートナーが一定の状況において、Exempted Limited Partnership の事業の遂行に参加しているとみなされないとしています。

- (i) ゼネラル・パートナーに事務所を有している、ゼネラル・パートナーに対する持分を持っている、またはゼネラル・パートナーと契約上の関係にある
- (ii) Exempted Limited Partnership またはゼネラル・パートナーのコントラクター、エージェントまたは従業員である
- (iii) コーポレート・ゼネラル・パートナーの取締役、役員または株主である
- (iv) Exempted Limited Partnership の事業に関し、ゼネラル・パートナーと、パートナーシップ契約において意図された方法で提案された行為に対する相談をしているかアドバイスをしている、または同意を与えているか同意を保留している
- (v) Exempted Limited Partnership の勘定または調査、レビュー、承認または商務に関しアドバイスを受けている
- (vi) 法により付与されている権利を行使している
- (vii) Exempted Limited Partnership の保証人の役割を果たしている
- (viii) パートナーシップ契約の修正に同意または不同意している
- (ix) パートナーの会合を召集するか、要求するか、会合のいずれにも出席または参加している

(x) Exempted Limited Partnership の解散または清算につながる行為をとっている

(xi) 正当な理由なく、ゼネラル・パートナーが訴訟を起こす事を拒んだ場合、Exempted Limited Partnership に代わり訴訟を起こす、推進する、解決する、または打ち切るため、パートナーシップ契約または法によって義務付けられた、または許可された行動をとっている

(xii) Exempted Limited Partnership、ゼネラル・パートナーまたはリミテッド・パートナーの取締役会または委員会に仕える者を指名している、または解任している

(xiii) リミテッド・パートナーとして、Exempted Limited Partnership の解散または清算、Exempted Limited Partnership の資産の取得・売却・リース・抵当・担保、またはゼネラル・パートナーを含むパートナーの加入、解任、脱退などの事項に投票している

法はさらに、法に定める特定の免責は、リミテッド・パートナーによるその他の権限の所有および行使が Exempted Limited Partnership の事業の遂行においてリミテッド・パートナーによる参加を必然的に構成することを意味するものではないと規定している。

新しいパートナーの加入と持分の譲渡

パートナーシップ契約は通常、パートナーシップ契約の条件に束縛されることに合意し、それによってパートナーシップ契約に含まれる委任状をゼネラル・パートナーに対して付与する加入証書に署名する新しいリミテッド・パートナーを含む可能性の高いリミテッド・パートナーの追加や交代手続きを規定します。このようなことから、加入証書は譲渡証書として署名されなければなりません。さらに、各既存のパートナーは新たなパートナーの加入に同意しなければなりません。手続き的に、各リミテッド・パートナーに代わり、パートナーシップ契約の中で付与される委任状に基づき、同意は通常ゼネラル・パートナーが自身のために、加入証書に連署することによりなされます。

パートナーシップ契約はまた、Exempted Limited Partnership におけるリミテッド・パートナーの全部または一部の持分の別の者への譲渡に関する条項を含む場合があります。その者が現在パートナーでない場合、当該譲渡には通常ゼネラル・パートナーが自身のために、そしてリミテッド・パートナーに代わって連署した加入証書を譲受人がすべて記入することが必要となります。これは新規パートナーの場合と同様です。

記録と勘定の維持

パートナーシップ契約は通常、Exempted Limited Partnership に対しパートナーからなされた出資、パートナー間の利益の配分、そして当該記録を点検するリミテッド・パートナーの能力に関連した会計記録の維持に関する手続きを定めます。パートナーシップ契約にこのよ

ケイマン諸島における Exempted Limited Partnership の設立

うな条項がない場合、法は、リミテッド・パートナーが、いつでも、要求してゼネラル・パートナーから Exempted Limited Partnership の事業および財政状態に関する正確かつ完全な情報を受領することができることを規定しています。

法はまた、ゼネラル・パートナーが、各パートナーの氏名および住所、各パートナーによる出資金額および出资日期、リミテッド・パートナーの出資の全部または一部の返還金額および返還日の情報が含まれたリミテッド・パートナーシップの持分の登録簿を維持しなければならないことを求めています。法は、パートナーシップ持分の登録簿は、通常の営業時間内にパートナーが点検のため自由に閲覧できるように、またゼネラル・パートナーの同意がある場合にのみ、他の者が点検できるようにしておかなければならないと規定していることに注意してください。

上述した登録のために届け出たステートメントに含まれる所定の明細にその後修正があった場合、ゼネラル・パートナーは、提案された修正の性質によっては、一定の指定期間内に所定の明細を更新したステートメントを登録機関に届け出なければなりません。さらに、Exempted Limited Partnership の登録を維持するために、年間登録手数料（詳細は本ブリーフィングの最後にあります）を毎年1月に登録機関に支払います。

Exempted Limited Partnership の清算および解散

Exempted Limited Partnership の終了は2段階のステップからなります。清算およびその後の解散です。

Exempted Limited Partnership は以下の状況で清算されます。

(i) パートナーシップ契約に基づく場合

Exempted Limited Partnership は、パートナーシップ契約に明記された事由時または事由の発生を受け清算されます（以下、「契約上の清算」といいます）。

(ii) パートナーの決議による場合

パートナーシップ契約に明示されている場合を除き、Exempted Limited Partnership は、すべてのゼネラル・パートナー、およびパートナーの3分の2の決議により清算および解散されるまで継続します（以下、「決議による清算」といいます）。

(iii) 自動清算

単独または最後に残ったケイマン諸島の居住者であるか、ケイマン諸島で設立または登録されたゼネラル・パートナーに関連して、死亡、清算もしくは破産手続きの開始、脱退、解任または解散もしくは清算命令が出された場合、（またはパートナーシップ契約に明示されたその他の事

由）があった場合、Exempted Limited Partnership は、パートナーシップ契約における明示または暗示された条件に従って、リミテッド・パートナーの過半数が自動解散日前に Exempted Limited Partnership の事業を継続するため、ゼネラル・パートナーの交代者を選定しない限り、直ちにすべてのリミテッド・パートナーに上記事由を知らせる通知の送達日以後90日目に解散されます（以下、「自動解散日」といいます）。これに関連して、リミテッド・パートナーの過半数とは、パートナーシップ契約において明示された意味をもつものとし、いかなる多数も明示されていない場合、資本拠出を参照して計算された単純多数を意味します。

パートナーシップ契約が別段の定めをしていない限り、新たなゼネラル・パートナーが自動解散日までに選出されない場合、Exempted Limited Partnership はパートナーシップ契約に従うか、Exempted Limited Partnership のいずれかのパートナーまたは債権者の申請によってなされる裁判所命令に従って、清算および解散されます。

(iv) 裁判所命令による清算

法は、Exempted Limited Partnership のパートナーまたは債権者の命令を出すことを求める申請によって、正当かつ公正な命令を出し、Exempted Limited Partnership の清算および解散の指示を出す裁判所の権限を保護しています。ただし、裁判所の役割は、Exempted Limited Partnership の清算および解散に対する会社法パートVの一定の制限（下記をご参照）および清算ルールを条件として、申請によって大きく拡大しています。

清算手続き

会社法および清算ルール

法の規定と一致しない場合を除き、また、それとは反対の法の明確な規定に従って、ケイマン諸島会社法パートVおよび清算ルールの規定は、Exempted Limited Partnership の清算および解散に適用されます。そのような目的から、会社に対する言及はExempted Limited Partnership を含み、会社の取締役や役員に対する言及はExempted Limited Partnership のゼネラル・パートナーを含み、Exempted Limited Partnership のリミテッド・パートナーはあたかも会社の株主や出資者であるかのごとく取り扱われます（ただし、リミテッド・パートナーをリミテッド・パートナーが法に基づき責任を負う債務を超える債務の対象とはならないものとします）。これらの条項を詳細にわたって検討することは本ブリーフィングの範囲をこえるものです。さらなる詳細が必要な場合はご連絡ください。

しかし、それらの条項のうち4つを除くすべてが契約上の清算の適用から除外されており、適用されるものについては以下に記しています。

ケイマン諸島における Exempted Limited Partnership の設立

通知

Exempted Limited Partnership の清算の通知は、登録機関に届け出ることが義務付けられており（また、規制事業を続けている Exempted Limited Partnership の場合は、ケイマン諸島金融庁）、ケイマン・ガゼットにおいて公表されます。

清算人

Exempted Limited Partnership は、ゼネラル・パートナーにより清算されるか、パートナーシップ契約に基づき指名されるゼネラル・パートナー以外の清算人によって清算されます。

しかし、決議による清算または自動清算について、清算人は、清算の開始後28日以内にゼネラル・パートナーが所定の書式でソルベンシー宣言に署名していない限り、清算が裁判所の監督下で続けられるという命令を裁判所に申請しなければなりません。

その宣言は、Exempted Limited Partnership の業務に関する完全な照会がなされており、ゼネラル・パートナーの知る範囲および信じる限りにおいて、Exempted Limited Partnership が宣言において明示されるとおり、負債を定められた利率での金利とともに、清算の開始から12ヵ月を超えない期間内に完済できる能力を持つという趣旨のものであります。

権利の優先権

法は、清算に際して、Exempted Limited Partnership の財産の用途や配分に関連した明確な規定を盛り込んでおり、会社法第140条（適切に改正されている）の規定を Exempted Limited Partnership に適用することによりこれを行います。従って、Exempted Limited Partnership の財産は、その債務の履行に適用されることになります。そしてこのような適用は、該当する劣位契約、契約上の相殺、または（二者間または多者間の）相殺決済協定および債権者の申立ての繰延、先送りまたは権利放棄に関するその他の契約を考慮することが求められています。

Exempted Limited Partnership の債務のすべてを全額履行した後に残った残余金は、パートナーシップ契約に基づく権利に従ってパートナーに配分されます。

取り消し可能な優先権およびその他の回収可能な支払い

リミテッド・パートナーに対する支払い

上述したとおり、自己の出資分の返還を受けるリミテッド・パートナーは、当該リミテッド・パートナーによる受領の日以後6ヵ月以内に Exempted Limited Partnership が破産した場合、その支払金を返還しなければなりません。

Exempted Limited Partnership が契約上の清算の対象となった場合、上記の目的のため、6ヵ月の期間は、

Exempted Limited Partnership 清算決議の通過日、パートナーシップ契約に明示された事由の発生時、Exempted Limited Partnership の破産のいずれか最も早い日から計算されます。

「破産状態」の定義は、ゼネラル・パートナーが通常の事業の過程において期限を迎えた Exempted Limited Partnership の負債（さもなければ、Exempted Limited Partnership の持分を理由とするパートナーに対するもの以外の債務）を Exempted Limited Partnership の資産から（Exempted Limited Partnership に出資されていないゼネラル・パートナーの別口の資産への遡及なしに）返済できなくなっていることを意味します。

取り消し可能な優先権

取り消し可能な優先権に関連した会社法第145条（改正を含む）の規定は、Exempted Limited Partnership に適用されます。したがって、Exempted Limited Partnership の清算の開始直前の6ヵ月間に、財産の移譲または譲渡、またはそれにかかるチャージ、また、いかなる支払い義務や訴訟手続きがなされた、負われた、取られたまたは被られた場合、Exempted Limited Partnership が債務の返済ができない時に Exempted Limited Partnership の他の優先者にそのような債権者を優先させることを目的とした、Exempted Limited Partnership がなした、負った、取った、または被った財産の移譲または譲渡、またはそれにかかるチャージ、また、いかなる支払い義務や訴訟手続きも無効となります。

会社の場合と同様に、Exempted Limited Partnership によって Exempted Limited Partnership の関係当事者である債権者に対しなされる支払いは、その債権者に優先権を与える目的でなされたものとみなされます。Exempted Limited Partnership を支配できる、または財務や経営上の決定において、Exempted Limited Partnership に対し重大な影響を及ぼすことができる場合、債権者は「関係当事者」となります。本規定は、マスターファンドが Exempted Limited Partnership であり、そのゼネラル・パートナーが投資マネージャーによって支配されているマスターファンド/フィーダーファンドとしてストラクチャリングされた投資ファンドに特に関係する可能性が高くなっています。

取り消し可能な優先権に関する破産の基準は、上述のリミテッド・パートナーに対する支払金の回収により異なることに注意すべきです。支払いまたは処分がなされた時点で、Exempted Limited Partnership がその債務を履行できない場合、その支払いまたは処分は優先権としては無効となる可能性があります（すなわち、現在利用できる資産が現負債に見合わない場合であり、この資産には Exempted Limited Partnership の負債に関する無限責任に関するゼネラル・パートナーに対する権利を含みます）。一方、Exempted Limited Partnership が支払いの6ヵ月以内に破産状態となった場合、かつ、上述のように、破産状態がゼネラル・パートナーの別口の資産に対する

ケイマン諸島における Exempted Limited Partnership の設立

遡及を考慮していない場合、リミテッド・パートナーから支払金を回収することができます。

アンダーバリューでの資産処分

会社法第146条（Exempted Limited Partnership に適用されるよう改正されている）に基づいて、アンダーバリューでのExempted Limited Partnershipによる資産の処分は、公式清算人の依頼により全額確保しておくことができます。この規定は、関連するExempted Limited Partnershipが裁判所により、または裁判所の監督下で清算される場合にのみ関係してきます。その他の状況においては、不正処分法（1996年改正）の規定が適用され、アンダーバリューでの処分は、債権者に対する義務を履行するために必要な範囲でExempted Limited Partnershipにより被害を被った債権者の依頼により確保しておくことができます。

解散

清算の完了を受けて、ゼネラル・パートナーまたは他の清算人は、解散通知に署名し登録機関に届け出なければならず、その後にExempted Limited Partnershipは解散します。Exempted Limited Partnershipは、かかる通知の届け出前に解散することはできません。

登録抹消手続き

パートナーシップ契約の条件下で許可されている場合、Exempted Limited Partnershipのゼネラル・パートナーは、書面による通知を、当該行為がパートナーシップ契約で認められているとの書面による確認とともに登録機関に届け出ることにより、Exempted Limited Partnershipとしての登録を取り消すことができます。登録抹消に伴い、Exempted Limited Partnershipは、Exempted Limited Partnershipではなくなっても、解散したわけではありません。よって、パートナーシップとして存続し、すべてのパートナーは、その負債に対し無限責任を持つこととなります。かかる登録抹消により、登録が抹消されたパートナーシップは登録を許可する別の法域の法律の下で登録することができるようになります。ただし、すべてのパートナーが無限責任を負ってしまう期間が生じないよう、法の下での登録抹消と他の地域での登録を調整する注意を払う必要があります。

登録手数料

本ブリーフィングの日付時点におけるExempted Limited Partnershipに関連した登録機関に支払う登録手数料は次のとおりです。

当初登録手数料

最初の登録について1,220米ドルの支払い

迅速承認登録手数料

当初登録手数料に加え488米ドルの支払い

年間登録手数料

当初の登録年以降、毎年1月に1,220米ドルの支払い

オジエについて

オジエは受賞歴のあるオフショア・リーガルとフィデューシャリ・サービス提供の世界的リーダーです。私共のリーガルとフィデューシャリの融和したアプローチは、勝利を収める組み合わせの提供がサービスと職員の質で受賞を保証することを立証しました。

グループは850名以上の従業員を雇用し、英領ヴァージン諸島、ケイマン、ガンジー、ジャージーの法律とフィデューシャリ・サービスを全てのタイム・ゾーンと主要な金融市場をカバーする私どもの世界に広がるオフィスを通して提供します。私共のネットワークはパーレーン、英領ヴァージン諸島、ケイマン、ガンジー、香港、アイルランド、ジャージー、ロンドン、上海と東京を含みます。

ケイマン諸島における Exempted Limited Partnership の設立

Contact details

NORTH & SOUTH AMERICA

Cayman Islands

James Bagnall
+1 345 914 1653
james.bagnall@ogier.com

Peter Cockhill
+1 345 914 1654
peter.cockhill@ogier.com

EUROPE, MIDDLE EAST & AFRICA

London

Simon Dinning
+44 (0)20 7160 5070
simon.dinning@ogier.com

Oliver Godwin
+44 (0) 20 7160 5049
oliver.godwin@ogier.com

ASIA & AUSTRALASIA

Hong Kong

James Bergstrom
+852 3656 6055
james.bergstrom@ogier.com

Nicholas Plowman
+852 3656 6014
nicholas.plowman@ogier.com

Shanghai

Kristy Calvert
+86 21 6157 5190
kristy.calvert@ogier.com

Tokyo

Skip Hashimoto
+81 3 6430 9500
skip.hashimoto@ogier.com

This client briefing has been prepared for clients and professional associates of the firm. The information and expressions of opinion which it contains are not intended to be a comprehensive study or to provide legal advice and should not be treated as a substitute for specific advice concerning individual situations.

Ogier includes separate partnerships which advise on BVI, Cayman, Guernsey and Jersey law. For a full list of partners please visit our website.

Please check with the relevant contact listed above for specific details regarding the legal services we offer from each office as we do not always practice the law of the jurisdiction where our offices are located. Please note that the named contact may not be qualified to advise on all the laws practiced from that office.